

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類  
県営笹川地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和2年3月30日から  
令和2年4月27日まで
- 3 縦覧の場所  
朝日町役場

## 教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

## 富山県公安委員会告示第54号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、令和2年3月31日から施行する。

令和2年3月30日

富山県公安委員会

委員長 野 田 八 嗣

## 別表第1(1) 通行禁止

富山市の項第406号を次のように改める。

406	市町村道	富山市新富町一丁目6-1先から 同 牛島町24先まで	261	終日	車両	
-----	------	-------------------------------	-----	----	----	--

高岡市の項第153、192、193、198号を次のように改める。

153	市町村道	高岡市波岡154から 高岡市波岡171-2	270	7:00～ 8:30 (土日 祝日を 除く)	車両	
192	市町村道	高岡市木津358から 高岡市木津553まで	530	7:00～ 8:30 (土日 祝日を 除く)	車両	
193	市町村道	高岡市木津299から 高岡市木津1398-1まで	630	7:00～ 8:30 (土日 祝日を 除く)	車両	
198	市町村道	高岡市波岡62-1から 高岡市美幸町2丁目4-1	300	7:00～ 8:30 (土日 祝日を 除く)	車両	

#### 別表第1(3) 一方通行

射水市の項第31号を次のように改める。

31		射水市作道1933-1から同殿村 133まで至る市道は、同順路 の進行方向の一方通行とする。	350	7～9	自動車 (路線バ ス、二輪 の自動車 を除く。)	
----	--	--	-----	-----	--------------------------------------	--

#### 別表第5 最高速度の指定

滑川市の項第102号の次に次の1号を加える。

103	市町村道	滑川市上梅沢463-133 同 上島29 同 上島39-3 同 上梅沢372-10 同 上梅沢472-31 を結ぶ区域内の道路	1300	終日	30	
-----	------	--	------	----	----	--

富山市の項第876号の次に次の1号を加える。

877	市町村道	富山市新庄町24-1から 富山市新庄町二丁目5-33まで	200	終日	30	
-----	------	---------------------------------	-----	----	----	--

#### 別表第6(1) 車両の横断禁止

射水市の項第1号を次のように改める。

		削	除			
--	--	---	---	--	--	--

別表第8(1) 車両の駐車禁止

富山市の項第475、612号を次のように改める。

475	県道富山立山公園線	富山市西町4-10 西町交差点から 富山市堤町通り二丁目6-10まで	445	終日		
612	市道	富山市旅籠町3-15から 富山市一番町4-5まで	285	終日		

別表9(2) 駐車の方法

富山市の項第7号の次に次の3号を加える。

8	市道	富山市越前町2-12から 富山市越前町2-7まで	50	9~20	駐車方法標示線内に平行駐車することができる。(貨物集配中の貨物車に限る。)
9	市道	富山市越前町4-5から 富山市越前町4-1まで	40	9~20	駐車方法標示線内に平行駐車することができる。(貨物集配中の貨物車に限る。)
10	県道富山立山公園線	富山市堤町通り一丁目3-10から 富山市堤町通り一丁目3-1まで	80	9~20	駐車方法標示線内に平行駐車することができる。(バス・貨物集配中の貨物車に限る)

別表第10 時間制限駐車禁止

富山市の項第13、14、16、17号を次のように改める。

		削	除			
		削	除			



富山県企業局会計規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局会計規程（昭和41年富山県電気局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第48条を次のように改める。

第48条 削除

第60条を次のように改める。

第60条 削除

第63条の2第1項中「及び会計」を削り、同項各号中「、公金振替書」を削る。

第128条中第36号及び第37号を削り、第38号を第36号とし、第39号から第55号までを2号ずつ繰り上げる。

様式第31号を次のように改める。

様式第31号 削除

様式第33号中

「	当座預金 A				
	電気事業				
	水道事業				
	工業用水道事業				
	地域開発事業				

を

「	当座預金 A				
---	--------	--	--	--	--

に改める。

別表第1勘定科目表電気事業の項中、費用 9 費用のうち、水力発電費の

			雑給	臨時雇用者の給与、法定厚生費 〔「職員災害補償基金負担金」を除き、「労災保険料」（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定によつて事業主が負担する保険料）及び「労災保障費」（労働基準法（昭和22年法律第49号）によつて事業主が保障すべきことが定められている災害について、労働者災害補償保険法による給付がない場合において事業主が補償するために要した金額）を含む。〕及び一般厚生費を整理する。「法定厚生費」、「一般厚生費」、「建物修繕費」、「構築物修繕費」、「機械装置
--	--	--	----	---

					「修繕費」、「雑修繕費」、「補償費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。
--	--	--	--	--	---

を

			報償費		
--	--	--	-----	--	--

に、

			交付金		「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号)に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。」
--	--	--	-----	--	---

を

			交付金		「国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)に基づき、所在市町村に交付する交付金をいう。」
--	--	--	-----	--	---

に改め、費用 9 費用のうち、一般管理費の

			一般厚生費 雑給 消耗品費		
--	--	--	---------------------	--	--

を

			一般厚生費 消耗品費		
--	--	--	---------------	--	--

に改め、建設仮勘定整理科目のうち、

				手当 賃金 旅費	
--	--	--	--	----------------	--

を

				手当 旅費	
--	--	--	--	----------	--

に改める。

別表第1 勘定科目表水道事業又は工業用水道事業の項中、費用 9 費用のうち、原水及び浄水費の

			雑給		
--	--	--	----	--	--

を

			報償費		
--	--	--	-----	--	--

に改め、費用 9 費用のうち、一般管理費の

			一般厚生費		
			雑給		
			消耗品費		

を

			一般厚生費		
			消耗品費		

に改める。

別表第1勘定科目表地域開発事業の項中、費用 9 費用のうち、一般管理費の

			一般厚生費		
			雑給		
			消耗品費		

を

			一般厚生費		
			消耗品費		

に改める。

**附 則**

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県企業局の契約に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

令和2年3月30日

富山県公営企業管理者 山本 修

**富山県公営企業管理規程第2号**

富山県企業局の契約に関する規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局の契約に関する規程(昭和63年富山県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条中「、年9.75パーセント以上の割合で計算した額」を「、政府契約の支払

遅延防止等に関する法律（昭和42年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額」に改める。

第25条の見出し中「の設定」を削り、同条第1項中「第5項」を「自治令167条の10第2項」に、「定めた」を「設ける」に改め、同条第5項を削る。

### 附 則

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和2年3月30日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

### 富山県教育委員会訓令第1号

県立学校

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県立学校文書管理規程（平成4年富山県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

富山県立泊高等学校	泊高
富山県立入善高等学校	入高

を

富山県立入善高等学校	入高
------------	----

に、

富山県立富山南高等学校	富南高
富山県立水橋高等学校	水橋高

を

富山県立富山南高等学校	富南高
-------------	-----



に、

富山県立高岡高等学校	高岡高
富山県立高岡西高等学校	高西高

を

富山県立高岡高等学校	高岡高
------------	-----

に、

富山県立南砺福野高等学校	福高
富山県立南砺福光高等学校	福光高

を

富山県立南砺福野高等学校	福高
--------------	----

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の別表第2の規定は、令和2年3月31日に富山県立泊高等学校、富山県立水橋高等学校、富山県立高岡西高等学校及び富山県立南砺福光高等学校に在学する者が当該学校に在学しなくなる日までの間、なおその効力を有する。

(教・教育企画課)

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和2年3月30日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二美男

富山県教育委員会訓令第2号

本 庁  
出先機関  
教育機関

富山県職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程の一部を改正する訓令  
富山県職員のサービスの宣誓に関する条例施行規程（昭和26年富山県教育委員会訓令第101号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「委員会」という。）」を削る。

第2条第1項各号列記以外の部分中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同項第1号の表中「行政職7級」を「行政職5級」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条第1項第1号の表の改正規定は、公表の日から施行する。

（教・教育企画課）

~~~~~  
指 示  
~~~~~

富山県内水面漁場管理委員会指示第2号

令和2年度増殖目標量について

第5種共同漁業権内共第1号（笹川）ほか16漁場の令和2年度における増殖目標量については、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和2年3月30日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 島 崎 慎 一

1 増殖目標量

免許番号	漁業権者名	増殖魚種	増殖方法	増殖規模
内共第1号 (笹川)	朝日内水面漁業協同組合	あゆ	放流	150kg 以上
		やまめ	放流	1,500尾以上
		いわな	放流	1,500尾以上

内共第2号 (小川)	朝日内水面漁業協同組合	あゆ	放流	600kg 以上
		やまめ	放流	3,000尾以上
		いわな	放流	3,000尾以上
		さくらます	放流	20kg 以上
内共第3号 (黒部川)	黒部川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	5,000尾以上
		やまめ	放流	22,000尾以上
		いわな	放流	20,000尾以上
		さくらます	放流	300kg 以上
		かじか	放流	10,000尾以上
内共第4号 (片貝川)	呉東内水面漁業協同組合 黒部川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
内共第5号 (角川)	呉東内水面漁業協同組合	あゆ	放流	450kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第6号 (上市川)	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000尾以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流 (親蟹)	25kg 以上
内共第7号 (上市川上流)	白龍漁業協同組合	いわな	放流	3,000尾以上
		にじます	放流	3,000尾以上
		ふな	放流	1,500尾以上
内共第8号 (白岩川)	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	300kg 以上
		こい	放流	5,000尾以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流 (親蟹)	25kg 以上
内共第9号 (白岩川上流)	白岩川南部漁業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第10号 (神通川)	富山漁業協同組合	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	10,000尾以上
		さくらます	放流	400kg 以上

		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	5,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		ふな	放流	30,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	200,000粒以上
内共第11号 (井田川)	婦負漁業協同組合	あゆ	放流	600kg 以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	6,000尾以上
		さくらます	汲み上げ放流 (親魚)	20尾以上
内共第12号 (大長谷川)	婦負漁業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
内共第13号 (百瀬川)	庄川沿岸漁業協同組合連合会	にじます	放流	5,000尾以上
		いわな	放流	10,000尾以上
		こい	放流	2,500尾以上
		うなぎ	放流	20kg 以上
内共第14号 (庄川)	庄川沿岸漁業協同組合連合会	あゆ	放流	5,000kg 以上
			放流 (親魚)	7,000尾以上
		さくらます	放流	400kg 以上
		にじます	放流	30,000尾以上
		やまめ	放流	11,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	50,000粒以上
		うなぎ	放流	100kg 以上
内共第15号 (庄川上流)	庄川沿岸漁業協同組合連合会	にじます	放流	20,000尾以上
		やまめ	放流	4,000尾以上
		いわな	放流	50,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		うぐい	放流 (親魚)	100尾以上
		うなぎ	放流	50kg 以上
内共第16号 (小矢部川)	小矢部川漁業協同組合	あゆ	放流	1,500kg 以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上



代表者 富山県知事 石 井 隆 一

## 1 港湾計画の変更の概要

平成11年8月31日付け富山県報によりその概要を公告した伏木富山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

## (1) 臨港交通施設計画

## イ 道路

名称	起点	終点	車線数
運河緑地 歩道橋線	富岩運河緑地 (住友運河上流部)	富岩運河緑地 (住友運河下流部)	歩行者専用

## 既定計画の削除

名称	起点	終点	車線数
13号線	市道伏木中央町 伏木国分一丁目線	臨港道路3号線	2

## (2) 港湾環境整備施設計画

## イ 緑地

地区名	面積 (ヘクタール)	備 考
新湊	40	東埋立地緑地
富山	6	住友運河緑地

## (3) 土地利用計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用 途
新湊	54 94	港湾関連用地 緑地
富山	26 46	埠頭用地 緑地

## (4) その他の計画

## イ 木材取扱施設計画

## 既定計画の削除

地区名	港湾施設
富山	米田第2整理場、米田第3整理場、新米田貯木場、 米田水面整理場、米田水面貯木場、富岩運河整理場、 富岩運河貯木場、9号物揚場、13号物揚場

2 港湾計画の縦覧の場所

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部港湾課

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
南砺市坂本96番1、97番、98番1、98番2、100番、96番2の一部、98番3の一部及び96番2地先	同 左	道 路 公 園 下 水 道	石川県金沢市西念三丁目5番27号	アラックスエステート株式会社
下新川郡入善町東狐101番1、102番1、103番1、104番1、105番1、106番2の一部、106番3の一部及び204番の一部	同 左	道 路	下新川郡入善町入膳3255番地	入善町
射水市新開発364番1及び365番1			射水市新開発 740番地7	林 吉治
射水市戸破字神明654番1、655番及び656番			石川県金沢市古府二丁目79番地	高木 榮生

